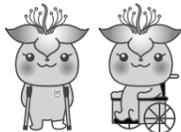


障がい者が利用できる主な福祉制度

障がいの種類や手帳の等級によって、利用できる制度が異なります。福祉制度(福祉サービス等)を利用するには、多くの場合「障害者手帳」が必要となります。

身体障害者手帳	目、耳、手足、内臓など身体の障がいに関する手帳(1～6級)
療育手帳	知的障がいに関する手帳(A1、A2、B1、B2)
精神障害者保健福祉手帳	精神障がいに関する手帳(1～3級)



	名称	制度の内容	問合せ先
生活に関すること	補装具・日常生活用具の給付	車椅子や入浴用いすなど、身体の機能を補うものや生活に必要な用具等を給付します。(一部介護保険制度優先)	健康支援課 945-5013
	住宅改修費の助成	身体に障害のある方に、住宅の玄関やトイレの段差解消などの住宅改修費用を助成します。	
	手話通訳者の派遣	聴覚障がい者の社会参加を促進するため、学校・病院・仕事など、社会生活におけるコミュニケーションが必要な際に手話通訳者・要約筆記者を派遣します。(要事前申込)	
	重度身体障害者移動支援	身体障がい者(1・2級)の肢体不自由者で、車椅子使用者であり、一般の交通機関を利用することが困難な方に対し、居宅と医療機関等との送迎費を助成します。※制限があります(要事前申請)	
	障害福祉サービス	障がいの状態や個々の状況に応じて、居宅介護や就労支援など、様々なサービスの支援を行います。	
医療に関すること	重度障がい者への医療費の助成	身体障がい者(1・2級)、知的障がい者(A1・A2)の健康保険適用の医療費を助成します。	健康支援課 945-5013
	更生医療(自立支援医療)	身体に障がいのある18歳以上の方が、心臓の手術や人工透析などを行う場合、医療費の一部を公費で負担します。	
	精神通院医療(自立支援医療)	通院による精神医療を継続的に要する方の医療費を公費で負担します。	
	育成医療(自立支援医療)	身体に障がいのある18歳未満の方が、特定の治療に要する医療費の一部を公費で負担します。	
年金や手当に関すること	障害年金	20歳になる前又は年金加入期間中に病気やケガを負って初診を受け、障がいが残った場合に支給されます(納付期間等の要件があります。)	町民課 945-5012
	特別児童扶養手当	20歳未満の障がい児の保護者に支給されます。	こども課 945-5311
	特別障害者手当	重度の障がい有するため、常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の方に支給されます。	健康支援課 945-5013
	障害児福祉手当	重度の障がい有するため、常時特別の介護を要する在宅の20歳未満の児童に支給されます。	
税金や交通等に関すること	所得税・住民税の控除 住民税の非課税	所得税や住民税の申告時に、障害者手帳の等級によって障害者控除が受けられます。また、所得が125万円以下の方は住民税が非課税となります。	北那覇税務署 (所得税:877-8787) 税務課 (住民税:945-4729)
	自動車税・自動車取得税	障がい者本人又は生計が一緒の方の自動車税、自動車取得税が減免になります。減免の範囲は障がいの種類・等級により異なります。	沖縄県自動車税事務所 879-1627 ※申請は健康支援課
	軽自動車税	障がい者本人又は生計が一緒の方の軽自動車税が減免になります。減免の範囲は障がいの種類・等級により異なります。	税務課 945-4729
	高速道路通行料金の割引	身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方が対象となります。障害の等級によって割引を受けられる対象範囲が異なります。	健康支援課 945-5013
	各種交通機関の割引	バス、タクシー、モノレールなどの運賃が障がい者割引で利用できます。利用する交通機関によって割引率が異なります。	各交通機関
	NHK受信料の減免	各種障害者手帳をお持ちの場合、NHK受信料を全額又は半額免除を受けられる場合があります。手帳の等級や課税の状況により免除できる範囲が異なります。	NHK沖縄放送局 865-2222 ※申請は健康支援課

※障害者総合支援法における難病等の方も一部制度の対象となる場合があります。

お問い合わせ 福祉部 健康支援課 障害支援係 ☎945-5013



高校等入学支度金を給付します



西原町人材育成会

給付予定人数・給付額

給付予定人数 20人以内
給付額 5万円以内
入学金、制服代、教科書代、
体育用品、実習着等

給付時期 平成30年度中
(入学手続き期間)

応募期間

12月3日(月)～28日(金)
9時～17時

※12時～13時、
土日祝日を除く

応募資格

- 平成30年12月1日現在、西原町内に3年以上住所を有する者又は3年以上住所を有する者の子弟で、かつ、今後引き続き西原町内に住所を有する者であること。
- 沖縄県内にある高等学校(学校教育法による高等学校)、高等専門学校(学校教育法による高等専門学校)に入学予定で、経済的理由により就学困難であること。

給付基準 (次の要件をすべて満たす者)

- 中学校入学時から出願時までの学習成績の評定が4.0以上であること。ただし、学校教育活動の一環として、運動競技又は文化的活動において県代表となった生徒は評定3.8以上とする。
 - 学校長が推薦する者
 - 住民税が非課税世帯(※生活保護世帯を除く) 注:単身赴任等で別住所に居住している者も同一生計とみなす。
- ※必要書類について、またその様式は西原町子育てサイト「ゆいわらび」(トップページ→お金のこと→各種支援)でご確認ください。

お問い合わせ・提出先 西原町人材育成会(西原町教育委員会教育総務課内) ☎945-3655

ヘルプマークを知っていますか? 援助が必要な方のためのマークです。

義足や人工関節を使用している方、内部障害や発達障害、難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくすることを目的としたマークです。

バッグ等、手回り品につけていただき、周囲から見えるように携行することで、支援や配慮が必要なことを知らせることができます。

マークを見かけたら ご協力をお願いします!

- ・バス、モノレールの中で席をお譲りください
- ・バス停や商業施設などで声かけなどの配慮をお願いします
- ・災害時は安全に避難するための支援をお願いします

マークを配布しています!

障害支援係窓口にてヘルプマークの配布をしていますので、ご希望の方は申請をお願いします。
※手帳を所持していなくても申請できます。
(内部障がい、発達障がい、妊娠初期の方、認知症の方等)
※交付は無料ですが、より多くの方に利用していただく観点から、利用者1人あたり1個までの配布とします。
※代理の方が申請することもできます。

申請・お問い合わせ先 福祉部 健康支援課 障害支援係 ☎945-5013